

第 80 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第10号作業の項中「200円」を「240円」に改め、同表第19号作業の項中「又はその」を「若しくはその」に、「、通信施設」を「若しくは通信施設」に改め、「又は鑑識」を削り、「で、心身に著しい負担を与える」を「又はこれに相当する」に、「ものをいう」を「作業をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。